

○京都市青少年活動センター条例

昭和35年4月1日

条例第11号（制定）

平成10年3月31日条例第51号
改正 平成12年12月18日条例第39号
平成14年6月3日条例第6号
平成17年12月26日条例第67号
平成21年3月26日条例第50号
平成21年10月13日条例第20号
平成25年11月11日条例第34号
平成26年3月25日条例第134号
平成26年11月11日条例第19号

京都市青少年活動センター条例

（設置）

第1条 勤労青少年の福祉の増進並びに青少年の健全な育成及びその自主的な活動の促進を図るため、青少年活動を振興するための施設（以下「青少年活動センター」という。）を設置する。

2 青少年活動センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（事業）

第2条 青少年活動センターにおいては、次の事業を行う。

- (1) 勤労青少年の教養の向上及び青少年の社会参加の促進のための講座、研修等の開催
- (2) 青少年活動のための施設の提供
- (3) 青少年活動の指導者の養成
- (4) 青少年活動に関する情報の収集及び提供
- (5) 青少年活動に関する相談
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（指定管理者による管理）

第3条 青少年活動センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) 青少年活動センターの維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

（開所時間及び休所日）

第4条 青少年活動センターの開所時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

開所時間 午前10時から午後9時まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は、午前10時から午後6時まで

休所日 水曜日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、京都市中京青少年活動センターのスポーツルームの開所時間は、月曜日及び金曜日の午後6時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

（使用資格）

第5条 青少年活動センターを使用することができるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有し、当該区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務し、又は当該区域

内に存する学校に在学する者で13歳以上31歳未満のもの（使用しようとする日の属する年度中に13歳に達する者を含む。）

- (2) 本市の区域内を主たる活動の場所とする青少年の団体
- (3) 青少年活動を支援する活動を行うもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの
(使用の許可)

第6条 別表第2に掲げる施設を使用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。
(使用制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、青少年活動センターの使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の使用者に迷惑を掛け、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。
(使用料)

第8条 別表第2に掲げる施設の使用の許可を受けたものは、同表に掲げる使用料を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、当該各号に掲げる施設の使用料を徴収しない。

- (1) 13歳以上23歳未満の者（使用しようとする日の属する年度中に13歳に達する者を含む。以下同じ。）又は団体（使用しようとする者の総数の10分の8以上が13歳以上23歳未満の者であるものに限る。）別表第2に掲げる施設（音楽スタジオ、トレーニングルーム及び付属設備を除く。）
- (2) 次のいずれかに該当する者 トレーニングルーム
 - ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - ウ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
 - エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
 - オ 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
 - カ アからオまでに掲げる者（以下「身体障害者等」という。）の介護者（指定管理者が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き、身体障害者等1人につき1人に限る。）
- 3 第1項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
(特別の設備)

第11条 使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又

は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(原状回復)

第13条 使用者は、青少年活動センターの使用を終了し、又は使用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して指定管理者の検査を受けなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市青年の家条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定により青年の家を使用することとなるものに係る使用の許可の申請は、この条例の施行前ににおいても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の京都市青年の家条例（以下「改正前の条例」という。）第4条第1項の規定による許可の申請を行った者であって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、この条例による改正後の条例第5条の規定による許可の申請を行った者とみなす。

4 この条例の施行の日前に改正前の条例第4条第1項の規定による許可を受けた者は、改正後の条例第5条の規定による許可を受けたものとみなす。

附 則（平成12年12月18日条例第39号）抄

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は市規則で定める日から、第2条、第3条及び附則第3項の規定は平成13年4月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(平成12年12月27日規則第78号で平成13年3月8日から施行)

(準備行為)

2 第2条の規定による改正後の京都市青少年活動センター条例第4条の規定により、京都市北青少年活動センター、京都市中京青少年活動センター、京都市東山青少年活動センター、京都市山科青少年活動センター、京都市下京青少年活動センター、京都市南青少年活動センター及び京都市伏見青少年活動センターを使用することとなる者に係る使用の許可の申請は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

附 則（平成14年6月3日条例第6号）

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成14年7月18日規則第28号で平成14年9月9日から施行)

(準備行為)

2 使用の許可の申請その他京都市北青少年活動センターの音楽スタジオを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成17年12月26日条例第67号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市青少年活動センター条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市青少年活動センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行つたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第5条	第6条
第10条第1項	第11条第1項

附 則（平成21年3月26日条例第50号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
 （経過措置）
- 2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成21年10月13日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
 （平成21年12月21日規則第50号で平成22年1月4日から施行）
 （準備行為）
- 2 使用の許可の申請その他京都市伏見青少年活動センターの施設を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成25年11月11日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第134号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
 （経過措置）
- 2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年11月11日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
 （準備行為）
- 2 使用の許可の申請その他京都市下京青少年活動センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1（第1条関係）

名称	位置
京都市北青少年活動センター	京都市北区紫野西御所田町56番地
京都市中京青少年活動センター	京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地
京都市東山青少年活動センター	京都市東山区清水五丁目130番地の6

京都市山科青少年活動センター	京都市山科区竹鼻四丁野町42番地
京都市下京青少年活動センター	京都市下京区川端町13番地
京都市南青少年活動センター	京都市南区西九条南田町72番地
京都市伏見青少年活動センター	京都市伏見区鷹匠町39番地の2

別表第2 (第8条関係)

区分	単位	使用料	
		青少年等	その他のもの
京都市北青少年活動センター	1室につき1時間	円	円
		920	1,950
		610	1,230
		410	820
		610	1,230
		610	1,330
		410	820
		610	1,230
		820	1,640
京都市中京青少年活動センター	1室につき1時間	720	1,540
		1,540	3,180
		610	1,230
		410	820
		610	1,230
		610	1,330
	1室	200	410
		5,340	10,690
		2,670	5,340
		720	1,540
京都市東山青少年活動センター	1室につき1時間	300	610
		610	1,230
		200	410
		610	1,230
		610	1,330
		1,540	3,180
		300	610
		720	1,540
		別に定める。	

京都市山科青少年活動センター	大会議室	1室につき 1 時間	610	1, 230
	中会議室		410	820
	小会議室		200	410
	和室		610	1, 230
	料理室		820	1, 640
	スポーツルーム		820	1, 640
	屋外テニスコート		920	1, 850
京都市下京青少年活動センター	多目的ホール	1室につき 1 時間	920	1, 950
	大会議室A及び大会議室B		610	1, 230
	中会議室A及び中会議室B		410	820
	小会議室A, 小会議室B及び小会議室C		200	410
	和室		200	410
	武道場		820	1, 640
	音楽スタジオ		720	1, 540
	トレーニングルーム		300	610
京都市南青少年活動センター	大会議室	1室につき 1 時間	610	1, 230
	中会議室		410	820
	多目的室		200	410
	和室		610	1, 230
	料理室		820	1, 640
	スポーツルーム		820	1, 640
	屋外テニスコート		920	1, 850
京都市伏見青少年活動センター	中会議室A及び中会議室B	1室につき 1 時間	410	820
	小会議室A及び小会議室B		200	410
	和室		610	1, 230
	レッスンスタジオ		410	820
	料理室		610	1, 230
	スポーツルームA		820	1, 640
	スポーツルームB及びスポーツルームC		410	820

備考

- 「青少年等」とは、第5条第1号から第3号までに掲げるものをいう。
- 「夜間A」とは午後6時から午後7時30分までを、「夜間B」とは午後7時30分から午後9時までをいう。